

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、浜松市補助金交付規則(昭和55年規則第17号)に定めるほか、この要綱で定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、市が地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(以下「第三セクター法人」という。)に対し、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業に要する経費の一部補助を行うことにより、電気通信格差の是正を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業とは、地域住民のニーズに即した映像情報等を提供するための施設及び設備(高度なアプリケーションサービスを提供するための機能を有するものに限る。)の設置の事業であって、第三セクター法人が行うものをいう。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の額は、別表に掲げる経費の総額とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を行う第三セクター法人に対し、補助対象経費の8分の3以内の額(このうち、補助対象経費の8分の1に相当する部分については1,000万円を限度とする。)を補助する。ただし、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、一件当たり100万円を下限とする。

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(交付の申請)

第6条 第三セクター法人は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

4 市長は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた第三セクター法人(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から7日以内に、様式第3号による交付申請取下げ届出書を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更(軽微な場合を除く。)しようとするときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第4号による変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、軽微な変更とは、別表に掲げる経費区分相互間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20パーセントを超えるもの以外の変更をいう。

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第5号による申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第6号による事故報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長から要求があった場合は、速やかに様式第7号による状況報告書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して15日を経過した日又は翌会計年度の4月2日までのい

ずれか早い日までに、様式第 8 号による報告書を市長に提出しなければならない。

この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに市の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 1 0 日までに、前項に準ずる報告書を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項の報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第 1 3 条 市長は前条の報告をうけたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容 (第 9 条の規定の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容) 及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 9 号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 1 0 日以内とし、市長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 1 0 . 9 5 % の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

第 1 4 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 1 0 号による補助金精算 (概算) 払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 1 5 条 市長は、第 9 条第 2 項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 7 条の決定の内容 (第 9 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容) の全部又は一部を取り消し、又は変更することがある。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助

金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第11号の報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第13条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助事業の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補助金交付の条件)

第18条 補助事業者が補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。(市長が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)

2 補助事業者が、取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

3 補助事業者は、取得財産等については事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(届出事項)

第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届出なければならない。

(1) 所在地又は名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

(書類の提出)

第20条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通を市長に提出するものとする。

る。

(その他必要な事項)

第21条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成11年2月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年2月8日から施行する。

別表（第4条関係）

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業

経費区分	内 容
(1) 施設・設備費	<p>ア 新世代地域ケーブルテレビで高度なアプリケーションの提供に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) センター施設 (イ) 外構施設 (ウ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (エ) 線路設備 (オ) 情報検索・送出設備 (カ) 画像符号化設備 (キ) 伝送設備 (ク) 監視装置 (ケ) 測定器 <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設（市長が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>ウ 附帯工事費</p>
(2) 用地取得費・道路費	<p>ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）</p> <p>イ 附帯工事費</p>

別紙

別表（第4条関係）の(1)イに記載する、市長が別に定める施設・設備

	施設・設備		施設・設備
1	構内柱	11	ろ過器
2	接地線	12	洗面・手洗施設
3	屋外照明施設	13	仮眠施設
4	マンホール	14	モニターテレビ
5	空調設備	15	修理工具
6	監視設備	16	ゴーストキャンセラー
7	航空標識灯設備	17	地下埋設備
8	消火設備	18	中継用固定無線装置
9	水道施設	19	1 から 18 に類する施設設備
10	貯水タンク		

様式第 1 号 (第 6 条関係)

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

事業者の住所
名称、代表者氏名 印

年度において新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

- (1) 金額 円
(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

- (1) 金額 円
(2) 理由
(3) 時期

3 提出書類

- (1) 事業計画書 (別紙 1)
(2) 経費所要額内訳書 (別紙 2)
(3) 事業費所要額内訳書 (別紙 3)
(4) 資金状況調べ (別紙 4)
(5) 工事概要書 (別紙 5)
(6) 事業に要する経費の見積書の写し

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金については、次のとおり交付するので通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
申請書に記載されたとおりとする。
一部修正の上、別紙1、別紙2、別紙3のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、金 千円とする。
- 3 内訳は次のとおりとする。

（千円）

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合計	

- 4 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
(1) 浜松市補助金交付規則、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金交付要綱に従わなければならない。

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

事業者の住所
名称、代表者氏名 印

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、同補助金 千円の交付申請(年 月 日付け第 号)を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由

様式第4号(第9条関係)

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

事業者の住所
名称、代表者氏名 印

年 月 日付け第 号により補助金交付の決定を受けた新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 提出書類

- (1) 変更事業計画書(別紙1)
- (2) 変更経費所要額内訳書(別紙2)
- (3) 変更事業費所要額内訳書(別紙3)

様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

事業者の住所
名称、代表者氏名 印

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助事業を中止(廃止)したいので、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業を中止(廃止)する理由

2 経費の支出額内訳

(千円)

経費区分	既施工部分額	未施工部分額	合計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
合計			

3 事業の再開の見通し(事業を中止する場合のみ)

- (1) 中止期間 年 月 日 ~ 年 月 日
(2) 完了予定日 年 月 日

様式第6号(第10条関係)

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

事業者の住所
名称、代表者氏名 印

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助事業事故報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金に係る補助事業については、下記の事故が発生したので、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 補助事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対して取った措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第7号(第11条関係)

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

事業者の住所
名称、代表者氏名 印

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助事業状況報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

補助事業状況表

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A - B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費・ 道路費					
合計					

様式第 8 号 (第 1 2 条関係)

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

事業者の住所
名称、代表者氏名 印

年 月 日付け第 号により補助金交付の決定を受けた新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業は完了 (廃止) しましたので、関係書類を添えて報告します。

1 提出書類

- (1) 事業実績書 (別紙 1)
- (2) 経費精算額内訳書 (別紙 2)
- (3) 施設整備工事代金等の請求書又は領収書の写し
- (4) 当該施設等の完成写真

様式第9号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

補助金の額の確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した 年度新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金については、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、交付額を次のとおり確定するので通知します。

- 1 補助金の確定額は、金 千円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付確定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合計	

様式第10号(第14条関係)

請求書(概算払請求書)

金 円

ただし、 年 月 日付け第 号により補助金交付の確定(決定)を受けた新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業の補助金として、下記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

事業者の住所
名称、代表者氏名 印

口座振込先金融機関名

口座種別

(注) 概算払請求のときは、資金状況調べ(別紙1)を添付すること。

様式第 11 号 (第 16 条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

事業者の住所
名称、代表者氏名 印

消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額(交付要綱第 13 条による額の確定額) | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3 - 2) | 円 |